

## 所得税法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 署名用電子証明書を送信する方法に代えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定するカード代替電磁的記録を送信する方法によることができることとする。（第7条、第81条の6関係）
- 2 通算法人が分割型分割により通算子法人の株式等を移転した場合又は適格株式分配に該当しない株式分配により通算子法人の株式等をその株主に交付した場合の配当等とみなす金額の計算の基礎となる所有株式に対応する資本金等の額について、当該通算子法人が当該分割型分割又は株式分配の直前の時に他の通算子法人の株式等を有する場合における当該株式等の修正帳簿価額に相当する金額の計算方法を定めることとする。（第18条関係）
- 3 確定申告において特定親族特別控除又は年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例の適用を受ける居住者が、確定申告書に記載すべき事項の細目を定めることとする。（第47条、第48条関係）
- 4 確定申告において非居住者である親族に係る特定親族特別控除の適用を受ける居住者が、確定申告書に添付等すべき書類の細目を定めることとする。（第47条の2関係）
- 5 小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除又は地震保険料控除の適用を受ける際にこれらの控除に関する証明書の添付等に代えて確定申告書に添付することができる明細書の記載事項を定めることとする。（第47条の2関係）
- 6 給与等又は公的年金等に係る源泉徴収において特定親族特別控除に相当する控除の適用を受ける居住者が給与所得者の扶養控除等申告書等に記載すべき事項及び当該申告書等に添付等すべき書類並びに特定親族特別控除等に係る給与等の源泉徴収票等の記載事項の細目を定めることとする。  
（第73条、第73条の2、第74条、第77条の4、第93条、第94条の2、別表第六（一）、別表第六（三）関係）
- 7 給与所得者の特定親族特別控除申告書について、記載すべき事項及び当

該申告書に添付等すべき書類の細目等を定めることとする。（第74条の5、第74条の6、第76条の2関係）

8 退職手当等の支払者が受理した退職所得の受給に関する申告書について、当該退職手当等が確定拠出年金法の老齢給付金として支給される一時金である場合には、当該申告書の提出期限の属する年の翌年1月10日の翌日から10年（現行：7年）を経過する日までの間（税務署長が同日までに当該退職手当等の支払者に当該申告書の提出を求める場合には、その求めるまでの間）保存することとする。（第77条関係）

9 利子等又は配当等の受領者の告知制度等について、特定通知等を受けた貯蓄取扱機関等の営業所の長等が備え付けるべき個人番号の告知を要しない者に係る帳簿の記載事項及び特定通知等の範囲の細目等を定めることとする。（第81条の6、第81条の9、第81条の17関係）

10 法人がその役員に対して支払う退職手当等以外の退職手当等について、その退職手当等に係る退職所得の源泉徴収票を所轄税務署長に提出しなければならないこととするほか、退職手当等とみなされる一時金の支払をする場合等における退職所得の源泉徴収票の書式について所要の整備を行うこととする。（第94条、別表第六（二）関係）

11 年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例の適用がある場合における給与所得の源泉徴収票の記載事項の細目を定めることとする。（別表第六（一）関係）

12 その他所要の規定の整備を行うこととする。

13 この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和7年4月1日から施行することとする。（附則第1条関係）